

寒くなるこれからの季節、特に注意が必要です

# 気をつけましょう 冬場の火災予防

冬に入り、ストーブなどの暖房器具を使う機会が増えます。取扱いには十分に注意して火災予防に努めましょう。

## 暖房器具・防火のポイント

- ▼外出時や就寝時は必ず火を消す
- ▼洗濯物など燃えやすいものの近くで使わない
- ▼給油時は完全に火が消えてから行うとともに、灯油であること

とを確認する

▼屋根からの落雪で煙突を破損しないように対策をとる

▼寝たばこは絶対にしてはいけない

▼住宅用火災警報器と住宅用火器を設置する(点検も忘れない)

## 特に注意を！スプレー缶やガスボンベの取扱い

スプレー缶やカセットこんろ用ガスボンベをストーブのそばに放置し、過熱で破裂。中から噴出した可燃性ガスに引火し爆発する事故が昨シーズン、市内で2件ありました。

ストーブなどの前には絶対にスプレー缶を置かないこと、火の気のある場所での使用はやめましょう。



問合せ 予防課 ☎32-3027

# みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

## 12月4日から10日は人権週間です

市では、市民憲章をはじめ、人権意識の高揚のためさまざまな取り組みを行っています。「人権」とは一人の人間として生命が守られ、安心して暮らす権利であり、差別を受けずに幸せに生きるための権利で、一人ひとりが生まれながらにして持つ身近で大切なものです。

この機会にぜひ人権について考えてみませんか。

### ●ご存知ですか? あなたのまちの人権擁護委員

人権擁護委員とは、法務大臣の委嘱を受けたボランティア(高山市では現在26人)で、人権相談の受付やペープサート(紙人形劇)の上演による啓発活動などを行っています。

### ●悩みごとをご相談ください

人権に関することでお悩みの方は、人権擁護委員や法務局にご相談ください。人権週間中は特設人権相談所も開設されます。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

※人権相談の日程は毎月1日発行の「広報たかやま」(今号は15ページ)で掲載しています。

問合せ 市民活動推進課 ☎35-3412

## 委員会・審議会を公開しています

公開予定の委員会・審議会

| 開催日       | 会議名ほか                           | 担当課                    |
|-----------|---------------------------------|------------------------|
| 12月1日(月)  | 庁議(幹部会) 8:30～<br>市役所 4階 特別会議室   | 企画課<br>☎35-3131        |
| 12月2日(火)  | 選挙管理委員会 9:00～<br>市役所 地下 001会議室  | 選挙管理委員会事務局<br>☎35-3133 |
|           | 国府地域審議会 15:00～<br>こくふ交流センター 会議室 | 地域政策課<br>☎35-3524      |
| 12月15日(月) | 庁議(幹部会) 8:30～<br>市役所 4階 特別会議室   | 企画課<br>☎35-3131        |
| 12月22日(月) | 庁議(幹部会) 8:30～<br>市役所 4階 特別会議室   | 企画課<br>☎35-3131        |

●傍聴は先着順となります。●開催日時や場所が変更する場合があります。また、議題など詳細についても担当課へお問い合わせください。

### 予算の編成過程を公開中

問合せ 財政課 ☎35-3132

予算がどのように要求されて、どのように決定されたか、予算編成過程を公開しています。

現在は各部局からの要求を公開中です。今後、財務部の査定後(2月予定)、市長の査定後(3月予定)を公開していきます。

※市民コーナー(本庁1階)、各支所で閲覧できるほか、市ホームページからもご覧いただけます。

予算の編成過程 高山市

検索

## 児童扶養手当法が改正

### 12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります

これまで、公的年金(※)を受給する方は、児童扶養手当を受給できませんでしたが、12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償ほか

#### ●今回の改正により新たに手当てを受け取れる場合

- お子さんを養育している祖父母の方などが、低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合ほか

#### ●新たに手当てを受給するための手続き

子育て支援課(本庁1階)で申請してください。

申込・問合せ 子育て支援課 ☎35-3140